

# 登米市水道事業総合評価一般競争入札（特別簡易型）

## 落札者決定基準

「第42—水道1011号線一部布設替他工事」

平成21年11月

登米市水道事業所

## 1. 総則

本「落札者決定基準」は、登米市水道事業所が発注する登水請第09094号第42-水道1011号線一部布設替他工事の請負者の選定を登米市水道事業建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）で実施するに当たって、落札者を決定するための基準を示すものである。

## 2. 総合評価に関する事項

### (1) 落札候補者の決定方法

イ 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。

ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。

ロ 入札参加資格及び総合評価技術資料確認の結果、落札者として適当と認める場合は落札者とする。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者とみなすものとする。

ハ 入札参加資格及び総合評価技術資料確認の結果、落札候補者を落札者として不適当とした場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適当の旨を通知するものとする。この場合、不適当とされた落札候補者を除き、総合評価点の高いものを落札候補者とする。

ニ 価格その他の条件が市水道事業にとって最も有利なもの決定について、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には、その意見を聴取の上、落札者を決定しなければならない。

### (2) 総合評価の方法

総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

価格評価点と価格以外の評価点の点数は、次のとおりとする。

① 価格評価点 価格評価点は、以下の計算式のとおりとする。

価格評価点 =  $80 \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}$

【最低の入札価格：最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の最低入札価格をいう】

【入札価格：最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の各人の入札価格をいう】

② 価格以外の評価点 20.0点

③ 総合評価点 ① + ② の合計点数とする。

【評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする】

価格評価点の算出方法・・・上記①による

価格以外の評価点算定方法・・・別紙1～2による

価格以外の評価点の評価項目及び評価点の配点表

評価の視点		評価項目	配点	提出資料
技術力	企業評価	①同種工事施工実績（過去3年間）		契約書等の写し
		実績なし	0	
		実績あり	3	
		②優良建設工事施工業者表彰（過去5年間）		表彰状の写し
		実績なし	0	
		実績1回	1	
		実績2回以上	2	
		③環境経営（ISO9001・14001、みちのく環境管理規格）取組み		認証・登録等の写し
		認証未取得	0	
	いずれかひとつ取得	1		
	④不誠実な行為の有無 （過去1年以内の登米市から指名停止の有無） （指名停止回数1回につき1点減点）		0	自己申告及び指名停止状況の確認
	配置する技術者の評価	①主任技術者の同種工事施工経験（過去3年間）	実績なし	0
実績あり			3	
②主任（監理）技術者の表彰（過去5年間）				表彰実績を証明する書類の写し
実績なし		0		
実績1回		1		
実績2回以上		2		
③継続教育（CPD）の取組状況		継続教育の証明なし	0	受講証明書等の写し
		継続教育の証明あり	1	
		社会性 労働福祉	①建設業退職金共済制度の導入	
未導入	0			
導入済み	1			

		②退職一時金・企業年金制度の導入		経審等の写し	
		未導入	0		
		導入済み	1		
		③障害者雇用の状況		雇用証明書及び障害者認定書等の写し	
		障害者の雇用なし	0		
		障害者の雇用あり	1		
地域性	地域貢献	①登米市での災害時の地域貢献（過去3年間）		契約書、清算書等施工実績の写し	
		協定の締結なし	0		
		災害時応援体制協定の締結（宮城県建設業協会登米支部・旧町域建設業協会・旧登米市地域災害対策協議会・登米市管工事業協同組合）	2		
		②水道緊急工事の待機実績又は水道緊急工事5件以上の施工実績（過去3年間）			
		実績なし	0		
		実績あり	1		
		③給水装置工事の待機実績又は給水装置工事5件以上の施工実績（過去3年間）			
		実績なし	0		
		実績あり	1		
		④その他地域貢献の実績（過去3年間）			報告書、証明書、感謝状、礼状等の写し
		実績なし	0		
		3事業以上のボランティア活動等の実績あり	1		
			20		

(備考)

1. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはならない。
3. 錯誤の申告とは、評価対象とする期間外の申告及び転記ミス等が説明できる場合とする。
4. 評価対象者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による入札は無効とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で申告した内容を証明することができない場合とする。

## 1. 価格評価点

(1)価格評価点は、以下の計算式で求めます。

$$\text{価格評価点} = 80 \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}$$

【最低の入札価格：最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の最低入札価格をいう】

【入札価格：最低制限価格以上予定価格以下の範囲内の各人の入札価格をいう】

【評価点は小数点以下第3位を四捨五入し小数点以下第2位までとする】

## 2. 技術力

### (1)企業評価

#### ①企業の同種工事の施工実績（過去3年間）

配点	評価基準
0	実績なし
3	実績あり

- ・同種工事とは、元請として登米市及び他の公共団体から受注したダクタイル鋳鉄管（耐震工法）の配水管工事であり、管種や口径ごとに規定しない。下請工事も含む。
- ・当該工事の開札日の属する年度の直前3ヵ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡し完了した工事とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

#### ②優良建設工事施工業者表彰（過去5年間）

配点	評価基準
0	実績なし
1	実績1回
2	実績2回以上

- ・対象となる表彰は、国、県、市区町村の公共機関とする。
- ・当該工事の開札日の属する年度の直前5ヵ年度及び当該工事入札公告日までの表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）

#### ③環境経営（ISO9001・14001、みちのく環境管理規格）取組み

配点	評価基準
0	認証未取得
1	いずれかひとつ取得

- ・当該工事入札公告日までに認証取得したものを対象とする。

#### ④不誠実な行為の有無（過去1年以内の登米市からの指名停止措置）

配点	評価基準
0	無
△1	指名停止を受けている回数で1回（1回増える毎に1点減点）

※過去1年以内に登米市から指名停止措置を受けている回数を基準とする。

- ・基準日は入札公告日とする。

## (2)配置する技術者の評価

### ①主任技術者の同種工事施工経験（過去3年間）

配点	評価基準
0	実績なし
3	実績あり

- ・同種工事とは、元請として登米市及び他の公共団体から受注したダクタイル鋳鉄管（耐震工法）の配水管工事であり、管種や口径ごとに規定しない。下請工事も含む。
- ・当該工事の開札日の属する年度の直前3ヵ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡し完了した工事とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

### ②主任（監理）技術者の表彰（過去5年間）

配点	評価基準
0	実績なし
1	実績1回
2	実績2回以上

- ・対象となる表彰は、国、県、市区町村の公共機関とする。
- ・当該工事の開札日の属する年度の直前5ヵ年度及び当該工事入札公告日までの表彰制度での受賞実績を対象とする。（表彰の年度であり、表彰の対象となった工事の完成年度ではない。）
- ・表彰の対象となった工事の従事を必要とする期間に対しての従事期間の割合が90%以上であること。

### ③配置する技術者の継続教育（CPD）の取得状況

配点	評価基準
0	継続教育の証明なし
1	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）

- ・当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録の有無及び各団体の推奨単位に対する状況を申告する。

（社）日本技術士会	150単位（3年間）
（社）全国土木施工管理技士連合会	30単位（1年間）
農業土木技術者継続教育機構	50単位（1年間）
（社）日本建築士会連合会	50単位（1年間）

### 3. 社会性

#### 労働福祉

##### ①建設業退職金共済制度の導入

配点	評価基準
0	未導入
1	導入済み

- ・当該工事の入札公告日に有効な経営事項審査の評価結果を対象とする。

##### ②退職一時金・企業年金制度の導入

配点	評価基準
0	未加入
1	加入済

- ・対象となる制度
  - ・退職一時金制度
    - 「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合
      - ・建設業退職金共済制度
      - ・特定退職金制度
  - ・企業年金制度
    - ・厚生年金基金加入
    - ・確定給付年金制度
    - ・適格退職年金制度
    - ・確定拠出年金制度
- ・当該工事の入札公告日に有効な経営事項審査の評価結果を対象とする。

##### ③障害者雇用の状況（適用法令：障害者の雇用の促進に関する法律）

配点	評価基準
0	障害者の雇用なし
1	障害者の雇用あり

#### 4. 地域性

##### 地域貢献

##### ①登米市での災害時の地域貢献（過去3年間）

配点	評価基準
0	協定の締結なし
2	災害時応援体制協定の締結（宮城県建設業協会登米支部・旧町域建設業協会・旧登米市地域災害対策協議会・登米市管工事業協同組合）

・当該工事入札公告日までに協定の締結があったものを対象とする。

##### ②水道緊急工事の待機実績又は水道緊急工事5件以上の施工実績（過去3年間）

配点	評価基準
0	実績なし
1	実績あり

・開札日の属する年度の直前3ヵ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡しが完了した工事を対象とする。

##### ③給水装置工事（修繕を除く）の待機実績又は給水装置工事5件以上の施工実績（過去3年間）

配点	評価基準
0	実績なし
1	実績あり

・開札日の属する年度の直前3ヵ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡しが完了した工事を対象とする。

##### ④その他地域貢献の実績（過去3年間）

配点	評価基準
0	実績なし
1	3事業以上のボランティア活動等の実績あり

- ・当該工事入札公告日までに登米市内において実施した事業を対象とする。
  - イ.道路や河川の清掃等ボランティア活動に参加している。
  - ロ.交通安全運動や献血運動に事業所ぐるみで協力している。
  - ハ.その他地域貢献として評価される活動。
- ・活動要領及び事業所として参加したことが確認できる報告書、公共機関の証明書、感謝状、礼状等

価格以外の評価項目及び評価基準

様式－簡 1

工事番号：

工事名：

会社名：

評価の視点	評価項目	特別簡易型			
		評価項目	企業独自採点	発注課採点	
技術力	企業評価	①同種工事施工実績（過去3年間）			
		実績なし	○		
		実績あり	○		
		②優良工事施工実績表彰（過去5年間）			
		実績なし	○		
		実績1回	○		
	実績2回以上	○			
	配置する技術者の評価	③環境経営（ISO9001・14001、みちのく環境管理規格）取り組み	認証未取得	○	
			いずれかひとつ取得	○	
		④不誠実な行為の有無 （過去1年以内の登米市から指名停止の有無） （指名停止回数1回につき1点減点）		○	
			①主任技術者の同種工事施工経験（過去3年間）		
			実績なし	○	
実績あり			○		
②主任（監理）技術者の表彰（過去5年間）	実績なし	○			
		○			
	実績1回	○			
		○			
実績2回以上	○				
	○				

		③継続教育（CPD）の取組状況	○		
		継続教育の証明なし	○		
		継続教育の証明あり	○		
社会性	労働福祉	①建設業退職金共済制度の導入			
		未導入	○		
		導入済み	○		
		②退職一時金・企業年金制度の導入			
		未導入	○		
		導入済み	○		
		③障害者雇用の状況			
		障害者の雇用なし	○		
		障害者の雇用あり	○		
地域性	地域貢献	①登米市での災害時の地域貢献（過去3年間）			
		協定の締結なし	○		
		災害時応援体制協定の締結（宮城県建設業協会登米支部・旧町域建設業協会・旧登米市地域災害対策協議会・登米市管工事業協同組合）	○		
		②水道緊急工事の待機実績又は水道緊急工事5件以上の施工実績（過去3年間）			
		実績なし	○		
		実績あり	○		
		③給水装置工事の待機実績又は給水装置工事5件以上の施工実績（過去3年間）			
		実績なし	○		
		実績あり	○		
		④その他地域貢献の実績（過去3年間）			
		実績なし	○		
		3事業以上のボランティア活動の実績あり	○		

※企業独自採点（太線枠内）欄に該当する点数を記入すること。

○同種工事の条件

元請として登米市及び他の公共団体から受注したダクタイル鋳鉄管（耐震工法）の配水管工事であり、管種や口径ごとに規定しない。下請工事も含む。

- 註) 1. 価格以外の評価点は、入札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはならない。
3. 錯誤の申告とは、評価対象とする期間外の申告及び転記ミス等が説明できる場合とする。
4. 評価対象者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による入札は無効とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で申告した内容を証明することができない場合とする。